

東海村宅地造成及び特定盛土等規制法施行細則

(趣旨)

第1条 この規則は、宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号。以下「法」という。）、宅地造成及び特定盛土等規制法施行令（昭和37年政令第16号。以下「政令」という。）及び宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則（昭和37年建設省令第3号。以下「省令」という。）の施行に関し、別に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、法及び政令において使用する用語の例による。

(適用範囲)

第3条 この規則は、法第15条第2項の規定により法第12条第1項の許可を受けたものとみなされた宅地造成又は特定盛土等に関する工事に限り適用する。

(申請書等の提出部数)

第4条 法及びこの規則の規定により村長に提出する申請書及び報告書の提出部数は、1部とする。

(証明書の様式)

第5条 法第24条第2項において準用する法第7条第1項に規定する証明書は、立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書（様式第1号）によるものとする。

(宅地造成又は特定盛土等に関する工事の中間検査の手続)

第6条 法第18条第1項の規定による中間検査及び同条第2項の規定による中間検査合格証の交付は、法第12条第1項の許可に係る宅地造成又は特定盛土等に関する工事の施工区域を工区に分けて行ったときは、当該工区ごとに行わなければならない。

(宅地造成又は特定盛土等に関する工事の定期の報告)

第7条 宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、法第19条第1項の規定による報告をしようとする工事主は、当該工事が完了する

までの間，省令第４９条に規定する期間ごとに，宅地造成又は特定盛土等に関する工事の定期報告書（様式第２号）に省令第４８条第１項に規定する図書を添付して村長に提出しなければならない。

附 則

この規則は，令和７年４月１日から施行する。

様式第 1 号（第 5 条関係）

（第 1 面）

第	号	
立入検査等をする職員の携帯する身分を示す証明書		
職 名	写 真	
氏 名		
生年月日		年 月 日生
年 月 日交付		
年 月 日限り有効		
東海村長	印	

（第 2 面）

この証明書を携帯する者は、下表に掲げる法令の条項のうち、該当の有無の欄に丸印のある法令の条項により立入検査等をする職権を有するものです。

法 令 の 条 項	該当の有無

- 備考
- この証明書は、用紙 1 枚で作成することとする。
 - 法令の条項の欄に、この証明書を使用して行う立入検査等に係る法令の条項を記載すること。
 - 該当の有無の欄に、立入検査等をする職権を有する場合は「○」を、有しない場合は「－」を記載すること。
 - 記載する法令の条項の数に応じて、行を適宜追加すること。第 2 面については、その全部又は一部を裏面に記載することができる。
 - 第 2 面には、参照条文を記載することができる。

様式第2号（第7条関係）

宅地造成又は特定盛土等に関する工事の定期報告書

年 月 日

東海村長 様

住 所
氏 名
〔法人にあっては、主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名〕

宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号）第19条第1項の規定により、宅地造成又は特定盛土等に関する工事について、次のとおり報告します。

1	工事主の住所及び氏名				
2	工事が施行される土地の所在地				
3	工事の許可年月日及び許可番号	年 月 日 指令第 号			
4	報告年月日	第1回目	第2回目	第3回目	第4回目
		年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
5	報告の時点における盛土又は切土の高さ	m	m	m	m
6	報告の時点における盛土又は切土の面積	m ²	m ²	m ²	m ²
7	報告の時点における盛土又は切土の土量	m ³	m ³	m ³	m ³
8	報告の時点における擁壁等に関する工事の施行状況				
9	擁壁の床掘りを完了したときの状況				
10	鉄筋コンクリート擁壁の基礎配筋を完了したときの状況				
11	地下に埋設する集水管、暗渠、管渠等の配置を完了したときの状況				

- 備考 1 第5回目以降の報告を行う場合は、表を追加して使用すること。
- 2 報告の時点における盛土又は切土をしている土地及びその付近の状況並びに8欄から11欄までの状況を明らかにする写真その他の書類を添付すること。